第41回東京都環境審議会総会

平成26年9月16日 (火) 都庁第二本庁舎10階 210・211会議室

(15時30分開会)

○緑川環境政策課長

それでは、定刻になりましたので、ただいまから第41回「東京都環境審議会」を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、御出席を賜りまして、まことにありがとう ございます。私は、事務局を務めさせていただきます総務部環境政策課長の緑川でございま す。どうぞよろしくお願いいたします。

恐縮でございますが、座って進行させていただきます。

まず初めに、本日の資料を確認させていただきます。

まず、座席表を1枚御用意させていただいております。

次に、会議次第を鑑といたしました資料の束を御用意させていただいております。量が多くて大変恐縮でございますが、クリップを外していただきますと、ホチキス等でそれぞれの 資料ごとにつづってございます。

まず配付資料といたしまして、右上に資料の番号の記載がございますが、資料1から資料5 まで御用意させていただいております。

続きまして、参考資料といたしまして、配付資料5の次、「参考資料1」から、一番最後「参考資料20」までつづってございます。量が多くて大変恐縮でございますけれども、過不足等ございませんでしょうか。あるようでしたら、事務局のほうまで御連絡をいただければと思います。

よろしいでしょうか。

続きまして、本日の出席についてお知らせをいたします。

現在の委員総数は23名でございます。ただいま御出席の先生方は13名でございまして、審議会規則に定めます定足数の過半数12名に達しておりますので、この会議が成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、これからの議事につきまして、西岡会長にお願いいたしたいと思います。西岡会長、よろしくお願いいたします。

○西岡会長 皆様、お忙しい中、御参集いただき、どうもありがとうございます。

本日の議事ですが、お手元の会議次第にございますけれども、「荒川区東尾久七丁目地域 ダイオキシン類土壌汚染対策事業に係る費用負担計画について」でございます。本件、ダイ オキシン類の土壌汚染の対策を行う範囲、すなわち対策地域につきましては、既に本年1月30 日に本審議会として答申を行っております。

2月21日に対策地域の指定がなされたところでございます。この対策地域で実施される公害防止事業に係る費用負担計画につきましては、事業に早期に着手するために早急に策定する必要があったため、審議会運営要領第2により、平成26年4月17日付で私のほうから水質土壌部会へ付議いたしました。

その後、同部会におきまして、平成26年4月25日、7月28日及び8月21日の3回にわたり審議がなされました。本日は、その御報告を受けまして、費用負担計画について皆様から御意見をいただいた後、答申を行いたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、水質土壌部会の審議結果について御報告いただく前に、改めて、本件ダイオキシン 類土壌汚染対策の流れ及び対策地域について事務局から説明をいただきたいと思います。よ ろしくお願いします。

○関ダイオキシン汚染対策担当課長 皆様、こんにちは。私は環境局ダイオキシン汚染対策 担当課長の関でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

着席をして説明をさせていただきます。

それでは、改めて、本件、土壌汚染対策手続の流れについて御説明を申し上げます。お手元の資料3をご覧ください。

ダイオキシン類対策特別措置法に基づきます対策地域の指定は本年2月に行いました。その後、対策計画の策定に向けた作業をこの間進めてまいりました。対策計画の案を取りまとめ、報道発表をいたしましたのが8月12日でございます。その後、法に基づく所定の手続を行っているところでございます。お手元の資料にございますように、区長への意見照会、公聴会の開催、環境大臣への協議でございます。こういった手続を行いました後、東京都として対策計画を決定する予定でございます。

一方、対策計画に基づき実施をいたします事業の事業費につきましては、資料の右側に記載がございます。汚染原因者に費用請求をするという流れでございます。資料には根拠法規の記載がございませんが、こちらは公害防止事業費事業者負担法という法律に基づきまして決定をしておるものでございます。汚染原因者に費用請求するに当たりましては、環境審議会の御意見を聞き費用負担計画を策定するという法の定めがございます。この規定に基づいて、本年4月に諮問をさせていただき、部会にて御審議をいただいたという経緯でございます。

次に、本件対策地域について改めて御説明を申し上げます。参考資料2をご覧いただけますでしょうか。A4の縦、表裏一枚物の資料でございます。

こちらは対策計画(案)の概要でございます。内容は後ほど御説明をさせていただきますが、中ほどに図がございます。環境基準を超えましたダイオキシン類の土壌汚染が確認をされ、特別措置法に基づいて対策地域として指定をいたしました範囲を図面中の斜線部分でお示ししております。図の右側のほうの荒川区東尾久七丁目の都立尾久の原公園、それから、やや中ほどに区立東尾久運動場及びその周辺ということで、離れたところにございます。尾久の原公園は、南側の広場にややまとまった面積がございます。それから、北側にやや離れて1カ所ございます。そして、区立東尾久運動場の多目的広場、サッカー場などに使われておりますが、そちらを中心とした都有地内に1カ所ということで、合計面積約9,600平方メートルでございます。

御説明につきましては以上でございます。

○西岡会長 どうもありがとうございました。

それでは、水質土壌部会の審議結果につきまして、古米部会長からの御報告をお願いした いと思います。よろしくお願いします。

○古米委員 水質土壌部会長の古米でございます。

それでは、部会での審議状況等につきまして、その概略を御報告申し上げます。

平成26年4月17日付で審議会会長より水質土壌部会に付議されました諮問第27号の「ダイオキシン類土壌汚染対策地域に指定した荒川区東尾久七丁目地域における公害防止事業に係る費用負担計画の策定について」に関しましては、平成26年4月から8月にかけ計3回の部会を開催し、慎重に審議を進めてまいりました。

お手元の資料4の「荒川区東尾久七丁目地域ダイオキシン類土壌汚染対策事業に係る費用負担計画(案)」をご覧ください。

費用負担計画に関する審議事項としましては、大きく分けて2つのポイントがございます。 まず、誰が汚染原因者であるかという費用を負担させる事業者を定める基準についての考え 方。次に、汚染原因者の汚染に対する寄与率等に応じ、事業者にどの程度の費用負担を求め るかという算定基礎の考え方です。

そこで、まず、本年度第1回の部会におきまして、費用を負担させる事業者を定める基準についての考え方及び算定基礎の考え方について審議をし、対策地域における汚染原因者を旧・旭電化工業株式会社(現・株式会社ADEKA)としました。また、汚染原因者の寄与率を97%、法に基づいて考慮すべき減額率を25%とした費用負担計画(素案)を取りまとめました。

その後、費用負担計画(素案)について株式会社ADEKAに意見照会を行い、第2回部会にお

いて同社から直接御意見をお伺いいたしました。

その結果を受け、第3回部会において、当初取りまとめました費用を負担させる事業者を定める基準及び算定基礎の内容について特に修正をする必要はないことを確認し、本日、費用負担計画(案)としてお示ししております。

次に、具体的な審議内容について御報告申し上げます。

部会では、まず、誰が汚染原因者であるかという費用を負担させる事業者を定める基準について検討するために、対策地域の地歴から、当該土地でかつて事業活動をしていた事業者において行われた、ダイオキシン類を発生させる可能性のある事業活動をある程度絞り込みました。また、ダイオキシン類は、その組成を調べることによりまして発生原因を特定することができますので、対策地域で検出されたダイオキシン類の分析結果から汚染原因を特定いたしました。

まず、地歴から御説明申し上げると、当該土地を東京都が取得する以前には、当該土地には、株式会社ADEKAのほか、東京電力等が所有していた石炭を燃料とする火力発電所や、その他の企業が所有していた工場が存在していたことが分かりました。また、株式会社ADEKAが当該土地で製造していた複数の製品及び製造過程や石炭火力発電所からダイオキシン類が発生する可能性がある一方で、その他の企業の工場において、製造工程についてはダイオキシン類が発生することを示す文献等は見当たりませんでした。

次に、当該土地で検出されましたダイオキシン類の組成を分析したところ、単独の汚染原因ではなく、複数の汚染原因の寄与があると考えられましたが、株式会社ADEKAがかつて行っていた苛性ソーダの製造過程、いわゆる食塩電解が主な汚染原因であり、また、ADEKAが製造していた農薬その他や石炭火力発電所についても若干汚染に寄与している可能性があると考えました。

さらに、2つ目のポイントといたしまして、事業者の負担割合についてです。費用負担計画 (案)の算定基礎に記載のあるとおり、負担法に基づく事業者の費用負担額は、公害防止事 業費の額に事業者寄与率と概定割合を乗じて算出いたします。事業者寄与率については、汚 染原因解析に一般に用いられておりますケミカルマスバランス法(CMB法)という統計解析手 法を用いて、汚染原因であると考えられる食塩電解、農薬その他、また石炭燃焼の汚染の寄 与率を算出いたしました。

ケミカルマスバランス法には2つのモデルがございます。さらに、寄与率の計算をする際、 そのデータをどう取り扱うかという算出方法についても2通り考えられます。いずれの手法に おきましても、有意な寄与率が算出されたのは食塩電解及び農薬であるBHCのみでした。計算結果には手法による若干の相違がありましたが、過去の事例を踏まえ、また、できるだけ事業者に過度な費用負担を求めるべきではないという観点から、事業者寄与率がより低く算出された手法による97.0%を用いることといたしました。

なお、このCMB法による統計解析以外にも、株式会社ADEKAの製品生産量や石炭火力発電所の出力稼働時間に各発生源の単位量当たりのダイオキシン類の発生量を乗じ、当該地域におけるダイオキシン類の発生量を別途試算いたしました。したがって、その総量を説明するには、石炭火力発電所由来はその量としては不十分であり、その大部分は食塩電解由来が占めるものと判断され、先ほど申し上げた統計解析手法による寄与率と同様の傾向を示しました。

また、概定割合というのは、負担法第4条第2項で規定されている事項に該当する場合には、 その事情を考慮して妥当と認められる額を減額する、その割合のことでございます。本件に おいては、ダイオキシン類の汚染原因と考えられる株式会社ADEKAの製造工程は、負担法にダ イオキシン類対策特別措置法の対策事業が規定される以前の行為であり、また、ダイオキシ ン類の有害性に関する知識の社会的認識もないため、それを減額要素と考える必要があると 考えました。

ただし、この場合の減ずる額については積み上げ等で算出できるものではございません。 負担法第7条では、減ずべき額を算定することが困難であると認められるときには、公害防止 事業の種類に応じて事業者の負担を定めるに当たって基準とすべき一定範囲の割合、すなわ ち概定割合が規定されているということです。過去の同様の事例等を考慮しまして、この概 定割合のうち4分の3を適用することが適当であると考えました。

以上を踏まえまして、当部会といたしましては、先ほどの資料4「荒川区東尾久七丁目地域ダイオキシン類土壌汚染対策事業に係る費用負担計画(案)」のとおり、費用を負担させる事業者を定める基準については、ダイオキシン類対策特別措置法第29条第1項の規定に基づき、ダイオキシン類土壌汚染対策地域に指定された荒川区東尾久七丁目の区域に土地を所有し、対策地域を含む区域で、大正から昭和期にかけて黒鉛電極を用いた食塩電解工程及び食塩電解において発生する塩素を用いた化学製品の製造工程を有する工場の操業に伴い、ダイオキシン類を排出し、土壌の汚染を引き起こした事業者といたしました。これは、すなわち株式会社ADEKAでございます。

そして、事業の負担割合については、公害防止事業費の総額に97%の寄与率と、先ほど申し上げた4分の3の概定割合を乗じたものとすることが適当であると考えました。

なお、第2回部会においては、株式会社ADEKAから、当該土地を東京都に引き渡した後、東尾久運動場の造成工事の際に外部土壌が持ち込まれ、それがダイオキシン類の汚染原因になっているのではないかとの意見等がございましたが、ダイオキシン類の組成の分析結果等から、東尾久運動場で検出されたダイオキシン類の主な発生原因は食塩電解であると考えられます。たとえ、仮に東尾久運動場に外部からの持ち込み土壌が多少あったとしても、ダイオキシン類の排出事業者は株式会社ADEKAであると考えられるため、部会としては当初案のとおりにすることとなりました。

また、公害防止事業は、ダイオキシン類の摂取経路を遮断するための覆土等の対策を行いますが、その事業費1億1,800万円に先ほどの率を乗じますと、負担額は8,600万円弱となります。

私からは以上でございますけれども、事務局から幾つかの補足の説明をしていただきたい と思っています。お願いいたします。

○関ダイオキシン汚染対策担当課長 それでは、対策計画の策定状況とあわせ、事務局から 補足の説明をさせていただきます。

まず、費用負担計画(案)の詳細な御説明に先立ちまして、その前提となります対策計画(案)の御説明をさせていただきます。

対策計画そのものは本審議会の諮問事項ではございませんけれども、費用負担計画では事業の種類、事業費の額といったものを定めていきますので、表裏一体のものということになります。先ほどご覧いただきました参考資料2をご覧いただけますでしょうか。

対策計画(案)の本文は参考資料1でございますけれども、その概要をまとめましたこちら の資料で御説明をさせていただきます。

まず「I 対策事業の考え方」でございます。今回の対策は、土やアスファルト、コンクリートを用いまして汚染土壌を上から覆うことにより、ダイオキシン類の摂取の経路、暴露経路を遮断する対策でございます。土壌中のダイオキシン類は表層の土壌が飛散するなどしまして体内に摂取されます。そのため環境基準を超過した表層のダイオキシン類が人体に摂取されないようその経路を遮断するということでございます。

この対策以外の方法といたしまして、汚染土壌を掘削して除去してしまうといった対策等がありますけれども、事業期間が長くかかることに加え、工事中に汚染土壌が飛散するリスクも高くなります。本件では、荒川区からの要請など早期の全面開放を求める声も多いということから、それらを総合的に勘案いたしまして覆土・舗装による対策といたしております。

次に「Ⅱ 対策計画(案)の概要」でございます。対策地域の位置は、先ほど御説明をさせていただいたとおりでございますが、図の下に各施設の施設概要をまとめてございます。 土地はいずれも東京都所有の土地でございます。

裏面をご覧いただけますでしょうか。事業の主な内容をまとめてございます。都立尾久の 原公園は主として覆土、土を用います工事。それから、区立東尾久運動場はアスファルトに よる舗装工事となっております。工期につきましては、本年11月からでございまして、東尾 久運動場は年度内の完了予定、尾久の原公園につきましては来年12月の完了予定となってお ります。

事業費の額は1億1,800万円でございます。

事業の実施者は東京都でございます。

次に「2 対策事業後の措置」でございます。今回の対策実施後も地中にダイオキシン類の 汚染は残置されることになりますので、対策の効果が維持されるように適切に管理を行って いく必要がございます。具体的には、掘削の制限、施設管理者等による日常点検ですとか、 緊急時の体制整備といったものでございます。また、大気中のダイオキシン類の調査等を継 続的に行っていくという内容となっております。

なお、これらの内容につきましては、過去にダイオキシン類で同様に覆土・舗装の対策を 実施いたしました北区豊島五丁目の事案を参考にまとめております。

こちらの措置の実施者につきましては、東京都のほか、東尾久運動場の管理者であります 荒川区も加わります。

また、3といたしまして、将来的に大規模な土地改変ですとか、簡易に汚染除去ができるような技術の確立といったようなことを想定した文言を入れております。

最後に「Ⅲ 対策地域外のリスク管理」でございます。対策地域の指定に関しまして、本審議会で御審議をいただきました際、対策地域と地歴が同一の場所では、表層ではダイオキシン類の環境基準超過は確認されていないものの、地中に汚染が存在する可能性があるため、これをしっかりと管理していくべきとの御意見を頂戴いたしました。この点は、対策地域の対策計画(案)の内容そのものではございませんけれども、対策計画(案)と一連の形でまとめさせていただいて公表いたしております。

対策計画(案)の御説明は、簡単でございますが、以上でございます。ただいま御説明をいたしました内容が、資料4、費用負担計画(案)の公害防止事業の種類ですとか、公害防止事業費の額といったところに反映されているということでございます。

なお、対策計画策定手続の進捗状況でございますけれども、法に定めのあります公聴会を8月28日に開催いたしました。また、荒川区長から意見照会の回答をいただきましたので、現在、環境大臣に協議中でございます。協議終了後、速やかに決定をいたしたいと考えております。手続を進めます過程において頂戴した御意見を踏まえまして、本日添付をしております対策計画(案)本文では報道発表時から軽微な修正を加えております。

次に、費用負担計画(案)につきまして考え方を御説明させていただきます。お手元の資料5にA3判の資料がございます。ご覧いただけますでしょうか。

先ほど古米部会長から費用負担計画(案)について御説明をいただきましたけれども、計画(案)策定に当たっての考え方は複雑かつ多岐にわたりますので、根拠となる考え方をこちらの資料で御説明させていただきます。

こちらの資料は、部会での御審議の主要部分をまとめさせていただいたものです。まず、 こちらを御説明いたしました後、当事者である株式会社ADEKAから計画(案)についての御意 見を御提出いただいておりますので、その点について補足の御説明をさせていただきます。

こちらの資料5でございますが、1枚目、2枚目が費用を負担させる事業者を定める基準について御説明をしております。3枚目が事業者の負担割合についての御説明となっております。

まず、1枚目でございますけれども、地歴についてでございます。左側に本件土地の利用状況について概略を記載しております。改めて過去の経緯をまとめてございますが、もともと農地であった土地に大正6年に旧・旭電化工業株式会社、現在のADEKAが工場を建設いたしました。その後、現在の公園等の公共施設がございます一帯の土地を順次同社が買収し、工場を拡張いたしましたが、その間、同社以外の企業の工場等も立地していた経緯がございます。昭和50年代に土地売買契約が東京都との間で締結されまして、昭和60年に都に引き渡されているという経緯でございます。

図が小さくて恐縮でございますけれども、ADEKA操業中の昭和38年と現在の土地利用と対比させたものをお示ししております。赤く色を塗った部分が今回の対策地域の場所でございます。

資料右側は、ADEKAが工場の操業を停止して以降の土壌の動きについて簡単にまとめたものでございます。まず、ADEKAが工場を閉鎖した後に実施した水銀・鉛の土壌汚染対策工事でございます。当時は、法令による規制がございませんでしたけれども、東京都の指導のもと、対策を実施した経緯がございます。当該事業では、水銀・鉛の汚染土壌は、掘削の上、コンクリートの地中壁を用いた敷地北東部の封じ込め槽へ封じ込め、掘削した汚染土と封じ込め

場所の汚染されていない土との入れ替えを行っております。その際の掘削をしました範囲と 今回の対策地域を図にお示ししております。

また、資料の下のほうでございますけれども、東京都が当該土地を取得以降、公園等の造成のために土地の改変を行っております。まず、航空写真の解析から地盤の高さについて確認ができますけれども、過去と現在の地盤の高さについて比較を行いましたところ、ADEKA操業当時の昭和22年と比較いたしまして、現在の地盤高はおおむねマイナス50センチメートル程度の変化でございます。そのため、外部から大量の土壌の持ち込みがあったということは考えられませんが、全くなかったのかといいますと、当時の造成図面を確認いたしますと、盛土、切土、土を盛ったり、削ったりといった工事を行っておりますけれども、そのうち盛土、盛ったほうに関する由来につきましては、どこの土を使ったのかという点は特段記載がないといった状況でございます。

ただいま御説明をいたしましたとおり、本件では過去に土壌の動きがかなりございます。 そのため、本件対策地域とダイオキシン類が生成する可能性のある工場等の位置は必ずしも 対応しておりません。そこで、汚染原因を特定するためには、科学的な分析の結果がより重 要となってまいります。

次に、1枚おめくりをいただきまして、資料5の2枚目をご覧ください。一口にダイオキシン類と申しましても、大きく分けますと3つの基本構造がございまして、それを図示いたしております。いずれも6個の炭素原子が結合したベンゼン環というものを2個持っており、そこに塩素が結合した化合物でございます。図の基本構造のところに数字が書かれておりますけれども、この数字の部分に塩素の原子が結合するとダイオキシン類が生成されるということでございます。

ダイオキシン類の生成には、こうしたもとになる物質、前駆物質と呼んでいますが、そういった物質と塩素の存在が必要になってまいります。結合する塩素原子の数が同じもの同士を同族体、結合数が同一でも結合する位置が異なるものを異性体と呼びます。先ほど古米部会長の御報告でダイオキシン類の組成とおっしゃっておられましたのは、分析対象となるダイオキシン類全体の中でどの異性体がどの程度の比率を占めているかということでございまして、これを異性体パターンと呼んでおりますが、これを手がかりに発生源、すなわち汚染原因を特定することができます。

ADEKAがかつて生産をしていた品目中で、文献上、ダイオキシン類が生成するとされておりまして、先ほど申しました異性体パターンが確認をされているものが4種類ございます。それ

らをグラフに示しております。

4つございまして、食塩電解。食塩電解は食塩水を電気分解し、苛性ソーダ、塩素等を生成する工程でございます。その際に用いられた黒鉛電極がダイオキシン類生成の原因と指摘されております。そして、パルプの製造の工程。また、いずれも農薬でありますPCP、BHCの製造工程でも塩素が用いられております。

このグラフは毒性を持つ異性体がダイオキシン類の毒性の大きさを示す値である毒性等量値全体の何パーセントを示しているかを示したものでございます。発生源によってパターンに特徴があることがグラフからお分かりいただけるかと思います。例えば、食塩電解のグラフですが、ジベンゾジオキシンという左側の基本構造の仲間はほとんど発生せず、基本構造の真ん中のもの、ジベンゾフランの仲間がほぼ全てを占めているという特徴が見られます。こういった特徴を汚染原因の特定に用いるということでございます。

それを行いましたのが資料の右側でございます。本件対策地域の異性体パターンに先ほどの4つの発生源を対比させますと、食塩電解由来の異性体パターンと対策地域のものは同様であるということがまず指摘できます。資料の中に対策地域の全ての基準超過検体の組成比を平均したグラフのみ抜粋して掲載しておりますが、このグラフの青い部分、ジベンゾフランの仲間が全体の約94%を占めているというのが全体の平均値でございます。

また、結合塩素数が少なく、毒性がない異性体のみに着目をして分析をいたしましても、 食塩電解由来で特徴的にあらわれる異性体のパターンと同様でございました。

一方で、一部の調査地点では、左側の基本構造のもの、ジベンゾジオキシンの仲間が特徴的に検出されておりまして、食塩電解由来のみでは説明がつきません。そこで、他の発生源の影響を考えますと、その特徴から、農薬であるBHC、PCPといったものの影響があると考えられます。

次に、資料の中ほどでございますけれども、敷地内に過去存在いたしましたADEKA以外の事業者の影響でございます。製造業の会社が2社ありましたけれども、こちらの製造工程からダイオキシン類が発生することを示す文献は見当たりません。そして、石炭を燃料とする火力発電所でございますけれども、こちらは発生源となる可能性がございます。先ほど定性的分析のところで一部の調査地点の傾向と申し上げましたが、その傾向と石炭燃焼の異性体パターンの傾向は異なっておるということでございます。詳しくは3枚目の資料で御説明いたしますけれども、異性体パターンを用いて統計解析手法により汚染に対する各発生源の寄与を率で示すことができます。その方法により、石炭の燃焼による汚染の寄与率を算出いたします

と、統計的に有意な数値とはなりませんでした。

以上の検討から、矢印のところにございますように、石炭火力の操業をしていた事業者については除外をいたしまして、費用を負担させる事業者を定める基準は右下にまとめましたとおりでございます。費用負担計画はあくまで基準を定めるものでございますけれども、この基準に該当する事業者は、括弧書きにありますようにADEKA1社でございます。

次に、資料を1枚おめくりいただきまして、3枚目でございます。事業者の負担割合について御説明をいたします。

まず、算定基礎ということで、事業者負担額の計算式でございます。汚染に対する事業者の寄与率に各種の減額要素を考慮した概定割合を乗じて計算するということでございます。

資料の左側「事業者寄与率」でございますが、こちらは統計解析手法で算定をいたしました。今回ですと、石炭燃焼も含め5つある発生源の異性体パターンをどのように組み合わせれば分析対象とする異性体パターンに近くなるかという計算を行うものでございます。汚染原因分析の分野で一般的に用いられておりますケミカルマスバランス (CMB法)と呼んでおりますが、こちらの計算ソフトに5つの発生源の組成比を入力し、寄与率を求めます。なお、今回用いたソフトでは、入力した発生源以外の未知の要素が分析対象の中にどの程度あるのかという割合を求めることもできるソフトとなっております。

CMB法による寄与率の計算結果を2通りお示ししております。①、②と併記してございます。 これは、分析対象である検体個々のデータを全てソフトに入力するか、それらの平均値を用いるかという手法の違いでございますが、結果に大差はございません。過去の例やできるだけ過度な負担を求めないという趣旨から、御審議の上、より寄与率の低いほう、97.0%を採用するという考え方となっております。

それから、計算結果を表でお示ししております。詳細な御説明は割愛をさせていただきますが、統計的に有意な結果が出た発生源2つには網かけをしてございません。2つの発生源が有意な寄与率ということで、この2つの合計が97.0%でございます。

また、統計解析手法とは視点が異なる方法、すなわち発生源ごとのダイオキシン類発生量の試算を行いましたところ、その結果はCMBの寄与率と同様の傾向を示したということが確認されております。

それから、資料の右側「概定割合」でございますけれども、こちらは過去の事例を参考といたしました。本件では、法規制される前の汚染排出であったという点を考慮いたしまして、4分の3の概定割合を適用しております。負担法の中に割合として規定をされておりますのは、

ダイオキシン類に関しましては規定がございませんで、農用地の土壌汚染の客土事業のものでございますが、これと同様と考えることが妥当ということで、客土事業の多数の事例、それから、過去のダイオキシン類の特別措置法適用事例と同じ割合を採用して4分の3という結論となっております。

負担総額の算定基礎は資料の下にあるとおりでございます。

次に、ただいま御説明をいたしました考え方を株式会社ADEKAにお示しをし、同社から提出をされました意見について御説明を申し上げます。

同社にお示ししました資料は、参考資料12、参考資料13でございますが、参考資料12につきましては「費用負担計画(素案)」というタイトルになってございます。こちらは対策事業費の具体的な金額が入っていない時点のものということ以外は、費用負担計画(案)と同じものでございます。

その参考資料12の裏づけとなる考え方をまとめたものが参考資料13でございますが、その要点を抜粋いたしましたものが、ただいま御説明をいたしました資料5、A3判の資料となっております。

そちらの考え方につきまして御説明をした後、同社から提出をされました意見書及び添付資料が参考資料14、参考資料15でございます。こちらにつきましては、内容が多岐にわたりますので、同社の意見とその論点整理ということで、事務局の考え方をまとめました参考資料16をもとに御説明をさせていただきます。

参考資料16につきましては、左側がADEKAの意見、右側が事務局の見解ということでまとめてございます。こちらにつきましては、かなりボリュームがありますけれども、ポイントを絞って2点御説明をさせていただきます。

まず、事業者の寄与率でございます。先ほどの古米部会長の御報告にございましたように、同社からは、東京都への土地引き渡し後の土地造成時に外部から汚染土壌が持ち込まれたのではないかとの御意見が提出をされております。場所といたしましては、東尾久運動場の対策地域でございますが、そちらの面積分の寄与率を減らして、事業者寄与率を97%ではなく70.3%とすべきという御主張となっております。そちらの結論の部分を書いておりますのがお手元の参考資料16の3ページ目の「小括」というところでまとめられている部分でございます。こちらにつきましては、地歴の御説明の際に触れましたとおり、造成時に盛土、切土の履歴がございまして、盛土の由来が記録にないということは事実でございまして、外部の土が全く入っていないと断定することはできません。

しかし、造成記録から読み取れない点がある一方で、科学的な分析の結果は明確だと考えております。そのあたりのことを、参考資料16の右側、1ページ目から2ページ目にかけてまとめております。異性体パターンの分析ですとか、CMBの計算結果等におきましても、公園と東尾久運動場とで異なる傾向は見られません。なお、食塩電解由来の汚染土壌が本件土地以外の場所から運び込まれる蓋然性という点につきまして確認いたしますと、都内では過去に同様の工場はほかに1社あるのみでございまして、そのようなところからわざわざ本件土地に運ばれてくる蓋然性は極めて低いと言えます。

こうした検討から、寄与率につきまして同社の意見を採用すべき理由はないという結論で ございます。

次に、概定割合についてでございます。同社からは概定割合を4分の3からさらに減ずるべきとの意見が提出されております。そちらにつきましては、お手元の参考資料16の最後の4ページ目のところにまとめられておりますが、2分の1とすることを求めるという御意見でございます。

この点につきましては、同社からは減ずるべき理由が2つ示されております。

1つは、土壌汚染対策を行うことにより土地の資産価値が向上するのだから、都が同社に請求をする範囲で都は利益を上げることになるというものでございます。この点については、利益を上げることにはならないのは明白だと考えております。

2つ目は、本件対策費用を請求することによって、過去に定まった当事者間の権利・義務関係、すなわち東京都と同社との土地売買契約に伴う債権・債務関係ということでございますが、当事者間の権利・義務関係を事実上無視する結果となって公平ではないという主張でございます。この点につきましては、公害防止事業費事業者負担法によります負担は公共の福祉の観点から課すものであって、私法上の権利・義務とは関係がないものであって、この意見を採用すべき理由はないと考えられます。

以上、御説明をいたしましたとおり、株式会社ADEKAから提出をされた意見を踏まえて、(案)を変更する理由はないという点を御審議いただいたということでございます。

済みません。長くなりましたけれども、私からは以上でございます。

○西岡会長 どうもありがとうございました。

本日のポイントは、費用負担計画策定作業というのが確実に行われたかということについての御審議かと思います。皆さんの御意見、あるいは御質問をいただきたいと思います。 どうぞ。 結局、資料4のほうに費用負担計画(案)が書かれておりまして、この内容が本件の結論となるということかと思います。これまでこの審議会では、昨年から、この地域が該当する地域であるかということ、あるいはそれをどうやって直していくかということについて論議をいただき、それに基づき都のほうでは対策計画等々を練り、幾らかかるかという算定をどんどん進めていった。一方、結果が出たときに誰が負担するかということは同時に並行してやっていこうということで、この環境審議会のほうで4月だったか論議したときに、続けてやってくださいという話をいたしました。それに基づいて今回報告があったわけでございます。

その本件ですけれども、その答申の内容というのは資料4に書かれております。ADEKAさんのほうからこれに対する意見も出ております。それが正当に扱われたかどうかといったところも含めまして皆さんの御意見をいただきたいということでございます。

末吉委員。

○末吉委員 ありがとうございます。

全く素人の質問だとお受けとめいただきたいのですけれども、この費用の負担の算定の計画の案については特に意見はないのですが、それを考える前提として、今回、このADEKAほか原因とされる企業が将来に向かって全ての費用から免責されるのでしょうか。例えば、今度の自然災害とかいろいろな理由で、下に埋めたはずのダイオキシンが出てきて被害が出るとか、暴露するとか、追加的な工事を行う場合の費用の負担とか、将来発生する費用、コストに対する責任がどうなるのかというのを、できましたら教えてください。

○関ダイオキシン汚染対策担当課長 それでは、事務局から御説明いたします。

先ほど対策計画(案)の御説明の際に申し上げましたとおり、今回は覆土ということで、上から土なりアスファルト、コンクリートで覆ってしまう対策でございますが、将来的に対策地域に掘削を伴う土地改変を行ったり、改めて汚染除去の対策計画を策定するという可能性はございます。ですので、その際に、改めて費用負担計画もあわせて新たなものを策定いたしまして、ADEKAさんに請求するという可能性が全くないというわけではございません。

- ○末吉委員 そうした場合には、ADEKAは未来永劫、将来のライアビリティーが来る可能性を ずっと持っているということなのでしょうか。
- ○関ダイオキシン汚染対策担当課長 可能性としてどの程度あるかということはなかなか難 しい議論かと思いますけれども、今、申し上げましたように、全く可能性がないわけではな いということでございます。
- ○西岡会長 ほかにございましょうか。あるいは今の。

中杉委員、どうぞ。

○中杉委員 水質部会のときに、2回目のときにADEKAさんからお話があったときに、我々はこの後は一切費用負担をしないという御発言がありました。それに対して私は、そういうことは、実際には費用負担をしてもらわなければいけない。もしそうされないのであれば、現時点において全部掘削除去して無害化をするべきであるというようなことを申し上げました。そうすると、ADEKAさんにとっても物すごい大きな負担。このぐらいの負担の割合ではなくて、非常に大きな負担になります。そういう意味では、実際に、今の段階でこの費用の負担でこういう対策案をすることによって、確率的には全くゼロではないですけれども、将来的に負担は発生しないだろうと。万が一発生したときは、それはやはり負担をしてもらわないと困るだろうと。ただ、現実問題としては、こういう対策をやることによって、将来、全く起こらないとは言えないですけれども、適切に管理すればそういうことは起こらないだろうという計画になって、そのための費用負担をしていただくという考え方だろうと私は理解しています。

ですから、これはADEKAさんにとって非常に負担を大きくしているということではなくて、ADEKAさんのことも考えて対策計画をつくって費用負担も考えた、私は議論の中でそのように考えておりました。

- ○西岡会長 事務局のほうで何かございますか。
- ○関ダイオキシン汚染対策担当課長の中杉先生、おっしゃるとおりかと思います。
- ○西岡会長 高橋委員、どうぞ。
- ○高橋委員 今の点ですが、もしそうだとすると、資料4の費用負担計画に、その点、将来さらなる防止事業が出てくる可能性があるということを記す必要はないのだろうかというのが 1点です。

もう一つは、それに若干関連するのですけれども、これらの負担計画(案)は知事から相 手のほうに出されると思うのです。つまり、ここで審議した結果がそのまま知事からの負担 計画になるのか、それとも、同じであるかどうかは別にして、知事の名前でやるのか。つま り、負担計画とこの審議会との関係についてちょっと確認をしたいと思っています。

○関ダイオキシン汚染対策担当課長 では、事務局から御説明をさせていただきます。

まず2点目のほうからでございます。費用負担計画はあくまで東京都として決定をし、負担を求めるものでございますけれども、審議会の御意見を聞いた上で答申をいただいて決定をするものでございますので、当然、答申の内容に沿った計画、費用請求となるということで

ございます。

それから、1点目の御質問でございます。将来的な負担について今回の費用負担計画(案)に記載をすることがどこまで妥当なのかというような御議論があるかとは思うのですが、今回の費用負担計画に関しましては、あくまで今回限りのものということでございますので、特段、将来に向けてのことは明言していないということではございます。

- ○西岡会長 どうぞ。
- ○末吉委員 先ほど中杉先生からお話があったのは、それはそれでとても納得がいくのですけれども、例えばこういう可能性がありますね。企業ですから、1年後に倒産する可能性があるのです。きょうの時点ではまだ負担能力があると。そうしたら、1億2,000万ではなくて3億ぐらいの工事をやって、それのこの掛け算をやるので負担をさせておいたほうが、将来もしこの企業がつぶれるのであれば、公共の福祉のためにはベターな対策を打つことになる。そういうのと、将来大きくなるかもしれないこの企業負担を小さくする今のほうがいいのだと、その辺のバランスというのはどのように考えるのでしょうか。
- ○中杉委員 将来、掘り出さなければいけないかということは、そういうことが起こる確率がどのぐらいあるかということだと思うのです。この場所が都の持ち物である、都有地であるということでいくと、ここが管理され、そういう意味ではこういう使い方をしていないと、ここで建物を建てようとすると掘り出すことになりますから物すごい費用が発生するのです。そういう意味では、土地の所有者が都であるということで、こういう使い方をずっとしていくということが、リスク管理、費用の負担の管理としても考えていくのだろう。

例えば、万が一、ADEKAさんが費用負担がないときに、東京都として自分がお金を出してそこの土地を開発するかということはまた別な判断としてあるのだろう。そのように考えていますので、そういう事情もあるので、これで適切かなと。一番望ましいのは、末吉先生が言われるように、全部とってしまうと後腐れがなくて非常に望ましいことは望ましいのですけれども、それでは多分過大な負担を強いることになってしまうのではないかということもある。私はそういう判断をいたしました。

- ○末吉委員 もう一点だけよろしいですか。
- ○西岡会長 どうぞ。
- ○末吉委員 私は全部取り除けと言っているのではないのです。この1億2,000万の工事の妥当性を考えるときに、将来、ADEKAの企業が存続するしない、負担能力が今と将来でどちらが低い高いで考えると、今、1億2,000万の工事が妥当であるという判断は、負担能力という点

から考えると、どのように考えるのが一番いいでしょうかという質問であります。

○中杉委員 もう一つは、先ほど事務局から、東京都のほうからも話がありましたが、できるだけ早く使えるようにしてほしいということがありました。実際には、掘削除去という対策を考えようとすると、今、表層は基準を超えていないけれども、下には基準を超えているものがあるかもしれないとなりますと、下までボーリングをして全部調べなければいけない。これはかなりの時間がかかります。ですから、この対策範囲も、今、表面に見えているところではこのぐらい、ここを抑えればリスクが抑えられる。ですけれども、全面的に掘削をするとなると、ほかのところも全部調査して処理をする。ですから、1億が3億になるというレベルの話では決してないと私は考えています。

○西岡会長 どうもありがとうございました。

かなり量的な話まで入っていましたけれども、ほかに意見ございましょうか。

ただいまの議論の中で、高橋委員から、そういう状況であるならば、そういうことを書き 込んだほうがいいのではないかという御意見がありました。一方、中杉委員からは、むしろ 書き込まないほうがどちらかというといいのではないかという意見もあったかと思います。 これについて何か御意見ございますか。

古米委員、どうぞ。

○古米委員 先ほどの末吉委員からの御指摘のように、要は、対象としている事業者の負担能力を前提にしながら、どういった対策事業をするかということを考えるのではなくて、対象地域をどうするのかという対策事業がまずあって、それに対して費用が決まり、それに対してどのように負担をするのかという論理立てで来ています。ある意味、対策事業をどうするかというところに、事業者の負担能力のようなものを入れながら考えるかどうかというところにかかわっている御質問かなと思っています。

私自身は、そういった費用負担ができるかどうかではなくて、今の段階で一番いい対策を するということがまずあって、それに対してどう負担をするのかということになろうかと思 います。

一方で、今回のように、完全に除去しないと将来に不安が残るわけです。そのときにいかにリスク管理をしていくのかということが非常に重要ですし、部会の中では、都が管理しているということと、それをしっかりやっていける能力があるという意味においても、完全除去しないというこの対策でも十分機能するという判断ができたと私は考えております。

したがって、先ほど高橋委員からもあったように、(案)の中にそのような将来の懸念み

たいなものもある程度示しておいたほうが将来的にはいいのではなかろうかという御指摘も もっともかと思います。しかし、この度の計画案としては将来の不確定な点まで考慮して作 ったという立場をとらないほうがいいかなと私は思います。

一方で、先ほど中杉委員から御指摘のあったように、第2回部会のときにADEKAさんが、今回の計画案に対しては了承されるものの、今後何か起きても支払はできないという意見陳述がありました。その議論も部会の議事録としてはしっかりと残っております。そういう意味においては、その対象とされている企業も、ある意味、御納得された形で素案を御理解され、最終的な案をつくっていったという経緯も記録に残っておりますので、改めて最終的な負担計画(案)に書くことによって、その紛れみたいなものを明確にしておく必要はないのではなかろうかと私は考えております。

○西岡会長 どうもありがとうございました。

この件、それから、今後のモニタリングみたいな話も非常に重要だと思います。

今の部会長の御意見でございますけれども、ADEKAさんのほうにも十分説明をして、むしろということがあったかと思います。高橋委員のほうではいかがでしょうか。

○高橋委員 趣旨はよく分かりました。

私が心配したのは、将来のことまで書くというのは容易ではないということは分かっています。もしそこまで書くとすると、甲・乙がありますから、乙のほうもその事業方法なり対応でいいかどうかという了解がないと、一方的に甲だけで、今はこうします、将来はこうなりますということでは済まないのではないか。最後は、裁判みたいな話にもなるので、その辺はどうするのかなという懸念があったものでお話ししたのです。ですから、その審議会でヒアリングの段階で言ったということが、いざとなったときに法廷等でどういう取り扱いになるかは私は分かりませんが、そういうことを考えてちょっと御質問しただけです。

○西岡会長 どうもありがとうございました。

ほかに御意見ございましょうか。

小西委員、どうぞ。

○小西委員 適切に管理というのはどういった管理で適切に管理ができるのでしょうか。

あと、適切に管理されるなら、東京都さんということで非常に信頼がおけるということな のですけれども、これからキープされていくわけですから、その費用とかは今後考慮しなく ていいような額なのでしょうか。

あと、適切に管理されていて、何か問題があって、追加的に必要になった場合とか、そう

いったケースも、今回もADEKAさんは全然費用負担はされないといった感じになるのでしょうか。

○関ダイオキシン汚染対策担当課長 まず、費用の点から申し上げますと、今回の覆土対策の費用を計上しておりますけれども、その後、リスク管理ということで、維持管理をしていくのに必要な費用というものは対策費用そのものではないのでADEKAさんには請求しないということでございます。例えばダイオキシン類のモニタリングの費用となりますと、年間300万円程度はかかることになるかとは思いますけれども、そのほかには特段多額の費用を要するものではないと考えております。土で盛りますので、基本的にはしっかりと締め固められた土を使いますので、そう簡単に崩れるようなしろものではないですけれども、長年、公園等で使っておりますと、劣化してくることももちろん考えられますので、そういった盛土の維持管理ですとか、そういったものを念頭に置いているということでございます。

基本的には、盛土なりアスファルト、コンクリートで上からふたをしたものがしっかりと その機能を果たしていくのかを管理し続けるということでございます。

- ○小西委員 では、その300万とかそういった負担はこれからずっと東京都さんがされるということになるわけですか。
- ○関ダイオキシン汚染対策担当課長 基本的には東京都のほうで負担をしていくことになる うかと思います。
- ○西岡会長 ありがとうございました。 いかがでしょうか。ほかに何か御質問、御意見ございましょうか。 どうぞ。
- ○矢野委員 ここで決める資料4ですけれども、公害防止事業費の額というのが1億1,800万ですか、かっちり出ているのですが、これを決めてしまうものなのでしょうか。

というのは、基礎を決めるのはいいのだと思うのですけれども、その額が本当にこれでいいのかなと。負担総額が八千何百万と書いてございますけれども、これを決めてしまうのはちょっと不安があるのではないか。工事をやっている途中に想定外の費用負担が生じたというようなところはどのように考えるのかをちょっとお伺いしたい。

○関ダイオキシン汚染対策担当課長 費用負担計画の内容といたしまして、こちらの公害防止事業費の額もその内容の一部になっておりますので、こちらの審議会で御審議をいただく 内容そのものでございます。こちらの1億1,800万の額につきましては、もちろんこれは現時 点の見積もり額でございまして、資料4の5にありますように、物価の変動その他やむを得な い事由により額に変更を生じたときは、その後の額を基礎とした算定額で負担総額とするということも補足で盛り込ませていただいているということでございます。

- ○西岡会長 矢野委員。
- ○矢野委員 実は参考資料1を見せていただいて、工事中の騒音・振動に相当な費用がかかる のではないかと私は思いました。その辺が検討されていれば結構かと思います。

というのは、環境局がやるのですから、騒音・振動の環境基準を守った工事をするのは当然だと思いますけれども、相当な対策費用がかかるのではないかと感じます。ちゃんとした計算をしないと分かりませんけれども。恐らく、環境基準ではなくて、騒音規制法にかかるようなところまでいくのではないかと思います。そのようにすると、対策費用がかなり見込まれているのかどうか、その辺をちょっとお伺いしたいのです。

- ○関ダイオキシン汚染対策担当課長 その点につきましては考慮はしたつもりでございます。
- ○西岡会長 どうもありがとうございました。

ほかに御意見ございましょうか。

ないようでしたら、ただいま水質土壌部会から御報告いただきました「荒川区東尾久七丁 目地域ダイオキシン類土壌汚染対策事業に係る費用負担計画(案)」については、基本的に 了承いただいたということでよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

○西岡会長 どうもありがとうございました。

また幾つか大切な議論がございましたので、もし必要とお考えでしたら、事務局のほうで 必要な対応をお願いしたいと思っております。

それでは、部会報告について適当であると御承認いただいたものでございますので、この 内容に沿いまして都知事への答申をさせていただきたいと思っております。

答申案の原案をお配りいただけますか。

(答申案配付)

- ○西岡会長 よろしゅうございますか。皆さん、お持ちですか。
 - それでは、事務局から答申案の朗読をお願いしたいと思います。
- ○緑川環境政策課長 それでは、答申文案を朗読させていただきます。

ダイオキシン類土壌汚染対策地域に指定した荒川区東尾久七丁目地域における 公害防止事業に係る費用負担計画の策定について(答申)

平成26年4月16日付で諮問のあったこのことについては、別添「荒川区東尾久七丁目地域

ダイオキシン類土壌汚染対策事業に係る費用負担計画(案)」のとおりとすることが適当 であると認めます。

次ページでございます。

荒川区東尾久七丁目地域ダイオキシン類土壌汚染対策事業に係る費用負担計画(案)

1 公害防止事業の種類

公害防止事業費事業者負担法(以下、「法」という。)第2条第2項第3号に規定するダイオキシン類により土壌が汚染されている土地について実施される対策であり、ダイオキシン類対策特別措置法第31条第2項第1号ロに規定する事業のうち、ダイオキシン類の摂取経路を遮断するもの

2 費用を負担させる事業者を定める基準

ダイオキシン類対策特別措置法第29条第1項の規定に基づきダイオキシン類土壌汚染対策地域(以下、「対策地域」という。)に指定された荒川区東尾久七丁目の区域に土地を所有し、対策地域を含む区域で、大正から昭和期にかけて、黒鉛電極を用いた食塩電解工程(以下、「食塩電解」という。)及び食塩電解において発生する塩素を用いた化学製品の製造工程を有する工場の操業に伴いダイオキシン類を排出し、土壌の汚染を引き起こした事業者

3 公害防止事業費の額

118,000千円

- 4 負担総額及びその算定基礎
 - (1) 負担総額 85,845千円
 - (2) 算定基礎

負担総額=公害防止事業費の額×(ア)法第4条第1項の事業者寄与率(97.0%)×(イ) 法第7条第3号の負担割合(3/4)

- (ア)事業者寄与率は、異性体組成情報解析の手法による算定97.0%とする。
- (イ)ダイオキシン類による土壌の汚染が行われた期間が、平成12年1月15日に施行されたダイオキシン類対策特別措置法による法規制以前の行為であるため、法第4条第2項の規定に基づく減額を行う。減ずる額は、公害防止事業費の額の4分の1とする。
- 5 公害防止事業の実施に必要な事項

物価の変動その他やむを得ない事由により、公害防止事業費の額に変更を生じたときは、変更後の公害防止事業費の額を基礎として算定した額を負担総額とする。

6 その他

本費用負担計画に定める負担の「算定基礎」は、本費用負担計画に記載する公害防止 事業に限り適用するものとする。

以上でございます。

○西岡会長 どうもありがとうございました。

それでは、この答申文(案)をもちまして、知事に答申したいと思っております。皆様、 よろしゅうございますか。

(「異議なし」と声あり)

○西岡会長 どうもありがとうございます。

ただいまから長谷川局長にこの答申(案)をお渡ししたいと思います。

内容ですけれども、既に朗読がございましたので、このままお渡しいたします。よろしく お願いします。

(西岡会長から長谷川局長へ答申書を手交)

- ○長谷川環境局長 どうもありがとうございました。
- ○西岡会長 それでは、局長から、この件につきまして一言お願いいたします。
- ○長谷川環境局長 環境局長の長谷川でございます。

ただいま西岡会長から、ダイオキシン類土壌汚染対策地域に指定した荒川区東尾久七丁目 地域における公害防止事業に係る費用負担計画の策定について了とする旨の答申をいただき ました。

この間、委員の皆様方には、それぞれの専門的な立場から多数の貴重な御意見を頂戴し、また、本日も大変示唆に富む御議論をいただきまして、厚く御礼申し上げます。ただいま頂戴した答申に沿いまして、公害防止事業費事業者負担法の手続に従い、都として費用負担計画を定め、費用を負担させる事業者に通知してまいります。これとあわせまして、関係局と連携いたしまして対策計画を速やかに策定し、覆土等の対策事業を早急かつ着実に進めてまいる所存でございます。

今後とも東京都の環境行政にお力添えをいただけますようお願いいたしまして、重ねて御 礼をいたしまして、私の挨拶とさせていただきます。 本日はどうもありがとうございました。

○西岡会長 長谷川局長、どうもありがとうございました。

それでは、ほかに何かございましょうか。

事務局のほう、何かございますか。

それでは、以上をもちまして、本日の議事は全て終了となります。これ以降につきましては、事務局のほうにお返ししたいと思います。委員の皆様、どうもありがとうございました。 〇緑川環境政策課長 どうもありがとうございました。

以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。長時間にわたり御審議をいただきまして、まことにありがとうございます。

これをもちまして、第41回「東京都環境審議会」を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

(16時47分閉会)